

身延文庫蔵『決疑鈔糅議』断簡の一考察

南 宏 信

はじめに

筆者の関心事項の一つに、江戸時代初期に隆盛を迎える出版文化により固定化する浄土教典籍の変遷過程を、中世の新出写本に依拠しつつ実証的に解明することがある。

従来の法然浄土教の研究は『浄土宗全書』（以下『浄全』）等の活字本に依拠してきたが、これらの大半は江戸時代の版本を底本とする。江戸時代の版本には後人による改竄問題がしばしば指摘されており、それ以降宗祖法然（一一三三—一二二二）については精緻な資料批判がなされているが、目下門下に移すと、それを意識した研究は現在進行形の状況にあると言える。もちろん江戸時代の版本しか現存していなければそれに依るしかないが、今話題としているのは江戸時代初期を遡る中世の写本が確認できる場合である。そこで新出の中世写本と江戸時代の版本とを峻別し、典籍の原初形態を解明する遡及的研究（基底）を実施し、かつ両書の比較を通じ

て江戸時代初期における浄土宗の問題意識（展開）を可視的にする。それにより従来の研究における目的と方法の齟齬を是正し、その典籍の改竄を「江戸初期浄土宗の問題意識の表出」として積極的に位置付け直すことを目指す。本稿はその一端である。

山梨県南巨摩郡にある日蓮宗総本山身延山久遠寺の身延文庫は歴代法主が蒐集した典籍群を保存・管理している。⁽¹⁾同文庫『身延文庫典籍目録』下巻「諸宗部・余宗」の項に「決疑鈔糅議卷第十一 一冊」（整理番号、二五・二一三、以下身延文庫本）とある。内容を確認したところ、聖問（一三四—一四二〇）が撰述した『決疑鈔直牒』（以下『直牒』）第七卷に該当した。ところが現存諸本と比較すると少なからず異文があった。以下に先行研究について触れ、身延文庫本の書誌を紹介し、諸本との違いの一端を示し、その資料的重要性を指摘する。

一 聖岡・『直牒』について

聖岡は浄土宗第七祖にして、当時他宗から「寓宗」「附庸宗」と呼称されていた浄土宗の状況において伝法制度を確立した僧である。聖岡は膨大な著作を残しているが、『直牒』は浄土宗第三祖良忠（一一九九—一二八七）撰『選択伝弘決疑鈔』を註釈した『選択本願念仏集』（以下『選択集』）の末疏である。応永三年（一三九六、五六歳）、佐竹の乱が起こり、それを避けて岩窟に避難し、干柿を糧に引用典籍は全て暗記で『直牒』を撰述したとされる。

二 『直牒』の諸本

『直牒』の諸本には、寛永六年古活字版（二六二九）、寛永九年版（一六三二、中野版、杉田版）、慶安三年版（一六五〇、杉田版・平楽寺版）、慶安五年版（一六五二、中野版）、明治十七年版（二八八四、大村屋版、福田行誠校訂本）がある。筆者は以前、江戸時代初期『直牒』諸本と身延文庫本とを比較する前作業として、諸本について整理を論じたことがある⁽²⁾。

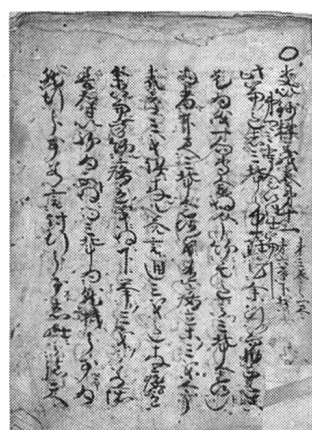
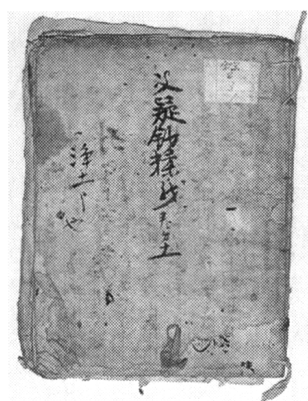
その後さらに諸本の整理を進めた結果、以下のことが判明した。まず江戸初期に数度に渡って開版される『直牒』諸本の本文内容は、若干の異同を確認するも、思想上特筆すべき異同はないようである。この異同の主なもの、杉田が慶安

三年版を開版する際に生じた異同であるとみられる。これと関連して諸本における黒口の刻みを比較した結果、この慶安三年版は従来いわれているような覆刻ではなく、先行する寛永九年中野版系統の版木を一部襲用している可能性がある⁽³⁾。

三 身延文庫本

・書誌的概要

表紙「決疑鈔糅議卷第十一（朱筆）「浄土部也」、内題「決疑鈔糅議卷第一〈第三卷之一卷、第六卷下抄〉」、尾題「決疑鈔糅議卷第十一」、奥書「大永七年〈丁亥〉正月十日之夜半書」とある⁽⁴⁾。表紙縦二〇・七糎、横一五・三糎。墨付五十三丁。数紙を二つ折りにした一束として、四束を四点で綴じている。綴葉装。四束は十四紙分（表紙と二三紙）、一六紙分、一四紙分、十紙分に分かれる。それを更に上下二点で綴じており、見開きの判読が不可能な箇所もある。附訓。



身延文庫本
〈上〉表紙 〈下〉一丁表

身延文庫蔵『決疑鈔糅議』断簡の一考察(南)

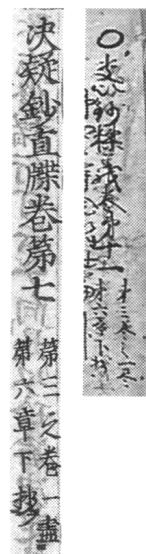
・タイトルの問題

大永七年(一五二七)は聖岡没後百七年にあたり、版本で最古の寛永六年版(一六二九)よりも百二年も遡る資料である。一冊のみながら、管見では最古にして唯一の写本となる。身延山がいつの時点で本書を蔵したのかは不明だが、当時浄土宗と談義を重ねていた日蓮宗総本山に本書が蔵されていることは興味深い。

身延文庫本の書名には聊かの問題がある。「決疑鈔糅議卷第十一」なる書名は確認できない。聖岡には『直牒』に先行する著作として『観経疏』の末疏『伝通記糅鈔』四十八巻があるが身延文庫本の内容は『直牒』である。

もう一つは「卷第十一」である。『直牒』は全十巻であり、十一巻は存在しない。そこで冒頭箇所を確認したところ、内題の双行箇所「第三卷之一尽、第六章下抄」が『直牒』第七巻冒頭箇所と一致した。おそらく「七」を「十一」と誤写したものだと思われる。外題の方も誤写の可能性を想定したいが、諸版本との比較において構成が異なる箇所もあり、今後全体の比較検討が必要となる。

【資料】〈右〉身延文庫本、〈左〉寛永九年版(中野版、私蔵)



四 身延文庫本と版本系との比較

以下冒頭箇所における比較を三種に分類して検討する。

(一) 身延文庫本のみにある文

此篇、意者三輩中雖^レ見^ニ余行^一而非正意^一。只是為成^ニ一向專念^一。故今約^ニ其意^一云^フ三輩念仏也。問、看^ニ下釈^一三輩念仏ノ義^ニ有^ニ三廢立^一等ノ三義。今表章ハ三義俱ニ存ル乎。答言ハ、通三義^ニ、意存廢立^一余篇皆約^ニ廢立ノ義^一。故^ニ下ニ挙^ニ三義^一云。若依善導以初為正^一故^一。

身延文庫本の冒頭箇所であり、『選択集』第四章「三輩念仏往生之門」を註釈する箇所である。ここで法然は『選択集』において『無量寿経』三輩段について、それぞれ諸行を説いているにもかかわらず、なぜその中の一つ「一向専念無量寿仏」のみ選択するのかについて自ら疑問を呈し、その理由として所謂「廢・助・傍」の三義を出して論証する。以下の通り。

一ニハ為^ニ下廢^一諸行^一歸^ニ念仏^一而說^ニ諸行^一也。二ニハ為^ニ助成^一念仏^一而說^ニ諸行^一也。三ニハ約^ニ念仏^一諸行^一二門^一各為^ニ立^一三品^一而說^ニ諸行^一也。

身延文庫本はこれに対して前述の註釈を施すが、『浄全』(版本系)では削除されている。

(二) 共通箇所における特徴 (一)、傍点は筆者

【例①】

身延文庫本	『浄全』(版本系)
問、三輩為 ^ニ 就 ^レ 機 ^一 分 ^ニ 別 ^一 トヤ、 為 ^レ 就 ^レ 行 ^ニ 分 ^ニ 別 ^一 。若言 ^ニ 付 ^レ 行 ^ニ 分 ^ニ 別 ^一 者、 經 ^ニ 云 ^一 「諸天人民其有至心願生彼国凡有三輩」此文約 ^レ 機見 ^{ヘタリ} 分 ^ニ 三輩 ^一 。	今 ^ニ 云 ^ク 。問、三輩 ^ハ 為 ^ニ 就 ^レ 機 ^ニ 分 ^ニ 別 ^一 トヤ、 為 ^ニ 就 ^レ 行 ^ニ 分 ^ニ 別 ^一 トヤ、 若 ^シ 言 ^ハ 、付 ^レ 行 ^ニ 分 ^ニ 別 ^一 トヤ、 經 ^ニ 云 ^一 「諸天人民其有至心願生彼国凡有三輩」ト云 ^フ 此文ハ約 ^レ 機 ^ニ 分 ^ニ 三輩 ^一 見 ^{ヘタリ} 。

【例②】

問、經ノ「一向專念」ト釈「皆勸專念」ト全ク同乎。	師仰 ^ノ 云 ^ク 。問、經ノ「一向專念」、 釈「皆勸專念」全同ナルカ乎。
--------------------------	---

【例③】

但如 ^② 「依善導以初為正」之釈ハ且述 ^ニ 本意 ^一 也。言 ^レ 然 ^ト 「皆勸」釈非忘 ^ニ 余 ^一 義 ^ヲ 、付屬 ^ニ 「一向專念」可 ^レ 局 ^ニ 廢立 ^一 云云 ^ハ 尊觀寂恵同 ^ニ 彼義 ^一 。	但 ^シ 「若依善導以初為正」ノ之釈ハ且 ^ク 本意 ^ヲ 述 ^{スル} 也。然 ^カ 云 ^テ 「皆勸」ノ釈 ^ニ 余 ^一 義 ^ヲ 忘 ^{レタル} ニ非 ^ス 也。付屬 ^ノ 「一向專念」ハ局 ^テ 可 ^ニ 廢立 ^一 ナル ^ハ 云云 ^ハ 。
--	---

例①は前述の引用に続く文であるが、②③と合わせて確認できることは、出典の表記に見られる差異である。従来『浄土宗大辞典』『決疑鈔直牒』の項目で「本書には宗義の要目について他流他派の説と対弁して相伝の説を挙げ、白旗流の立場

身延文庫蔵『決疑鈔糅議』断簡の一考察(南)

を明らかにしており、白旗の宗義を知るうえに重要であるばかりでなく、他流の学説を知るうえにも好資料である」(傍線筆者)とあるが、このような出典の表記に見られる差異の例は身延文庫本の随所に確認することができるので、今後その全体像を明らかにする必要がある。

また例③の傍線②は、前述の傍線①のことを指すと思われるが、既述の通り『浄全』(版本系)では削除されているので、『浄全』(版本系)だけでは文脈が掴みづらくなっている。

(三)『浄全』(版本系)のみにある文

今一例を示せば以下の通り(「」は筆者)。

【經】「菩提心トハ者問、今ノ菩提心ハ通^ニスルカ聖道淨土^ニ乎。答、三福ノ菩提心ハ広ク通^ニ二門^一。三輩九品ノ菩提心ハ可^レ局^ニ淨土^一也」云云。

【本】「一向專念無量寿仏等トハ者、

問、釈ノ「皆勸專念無量寿仏名」ト云フ解釈ニ付^テ難シ思ヒ。ト「一向專念」ノ言ハ簡^ニ異^ニ余方余仏^一但^レ一向^ニ歸^ニ極樂^ト彌陀^トニ修^ニスルヲ可^レシ云^フ一向^一。是^ヲ以^テ珍海決定往生集^ニ「下ノ三丁」云ク。「一向ノ信トハ者唯以^テ西方^一為^ニ一期ノ要^一。一切ノ所修ハ皆悉ク得^レ之^ヲ。故知ル一向ノ以上」。此釈ノ意ハ「一向專念」等トハ者取^リ所歸^ニ「修諸功德」トハ者明^ニ所行^一。甚經文ニ叶^{ヘリ}。大師有^ニ何起尽^一約^ニ稱名^一ノミニ釈^ニスルヤ專念等^一乎。

答、凡^ソ今ノ「一向專念」ハ稱名也ト云フ事ハ是証定所判也。仰^テ可^レ信^ス之^ヲ。況^ヤ見^ルニ經文^ヲ、次上ノ十八ノ願成就^ニ云^フ「聞其名号」ト、下輩ノ文ニ説ク「乃至十念」ト。明^カニ稱名也ト云フ事。若^シ説^カハ所歸ノ相^一何^ノ局^ニ十念^一ニシヤ「一向專意乃至十念」ト乎(以上相伝)。

身延文庫蔵『決疑鈔糅議』断簡の一考察（南）

この箇所は「菩提心^{トハ}者」「一向専念無量寿仏等^{トハ}者」として、身延文庫本には無い項目を新たに設けており、後者は『無量寿経』三輩段に説く「一向専念」が称名念仏のみにかかることを珍海『決定往生集』を引用して疑義を設定し、それに対して『無量寿経』の「聞其名号⁽¹¹⁾」「乃至十念⁽¹²⁾」を根拠とし、称名念仏のみにかかることを述べる。

おわりに

以上、紙幅の都合上、身延文庫本と『浄全』（版本系）との全体に渡る対照と特徴を挙げることはできなかったが、身延文庫本が書誌的に最古の奥書を有し、かつ内容上でも現存する『直牒』諸本とは違う文を有することを勘案するに、その資料的重要性を認めることができよう。特に今回提示できなかったが、身延文庫本では数丁に渡る数箇所の文章が『浄全』（版本系）では削除されている。今後『直牒』諸版本の本文内容の異同を確定し、その上で身延文庫本の翻刻を提示して比較すること、さらなる検討を試みる。

- 1 南宏信「文庫紹介身延文庫」（『いとくら』六、二〇一二年）。
- 2 南宏信「聖問撰『決疑鈔直牒』諸版の考察」（『印仏研』六〇—二、二〇一二年）。
- 3 諸版の関係や慶安三年版の刊記を巡る問題については『東山研究紀要』六〇（二〇一六年）に掲載予定である。

4 身延山久遠寺『身延文庫典籍目録』下巻（二〇〇五年、三〇七頁）。

5 身延文庫本一丁表。

6 土川勸学宗学興隆会『選択本願念仏集』（一九四〇年、四二頁四—七行）。

7 『浄全』七卷五四三頁下段四—六行。

8 『浄全』七卷五四四頁上段九—一〇行。

9 『浄全』七卷五四四頁下段四—五行。

10 『浄全』七卷五四三頁下段一四行—五四四頁上段九行。

11 『大正』一二卷二七二頁中段一—一二行。

12 『大正』一二卷二七二頁下段六行。

〈二次文献〉

『無量寿経』（『大正蔵』一二卷）

『選択集』『選択本願念仏集』（土川勸学宗学興隆会、一九四〇年）

『直牒』聖問『決疑鈔直牒』（『浄全』七卷）

身延文庫本 身延文庫蔵『決疑鈔糅議』（身延文庫蔵本）

〈二次文献〉

南宏信「文庫紹介身延文庫」（『いとくら』八、二〇一二年、八頁）

南宏信「聖問撰『決疑鈔直牒』諸版の考察」（『印仏研』第六〇巻第二号、二〇一二年、七一—七七頁）

身延文庫典籍目録編集委員会『身延文庫典籍目録』上中下（身延山久遠寺、二〇〇三—二〇〇五年）

〈附記〉 閲覧の機会を賜りました、身延文庫の吉村明悦文庫長、渡邊永祥主事に厚く御礼申し上げます。

（本稿は平成二十七年（度）三十年代科学研究費助成事業・若手研究（B）「中世浄土教における新出写本の文献学的研究」課題番号15K16621による研究成果の一部である。）

〈キーワード〉 身延文庫、聖岡、『決疑鈔直牒』、法然、『選択本願念仏集』

（知恩院浄土宗学研究所研究助手・博士（文学））

新刊紹介

森田 眞円 著

観経序分義窺義 「王舎城の悲劇」に聞く

A5版・三七四頁・本体価格七、〇〇〇円
永田文昌堂・二〇一五年七月

身延文庫蔵『決疑鈔糅議』断簡の一考察（南）